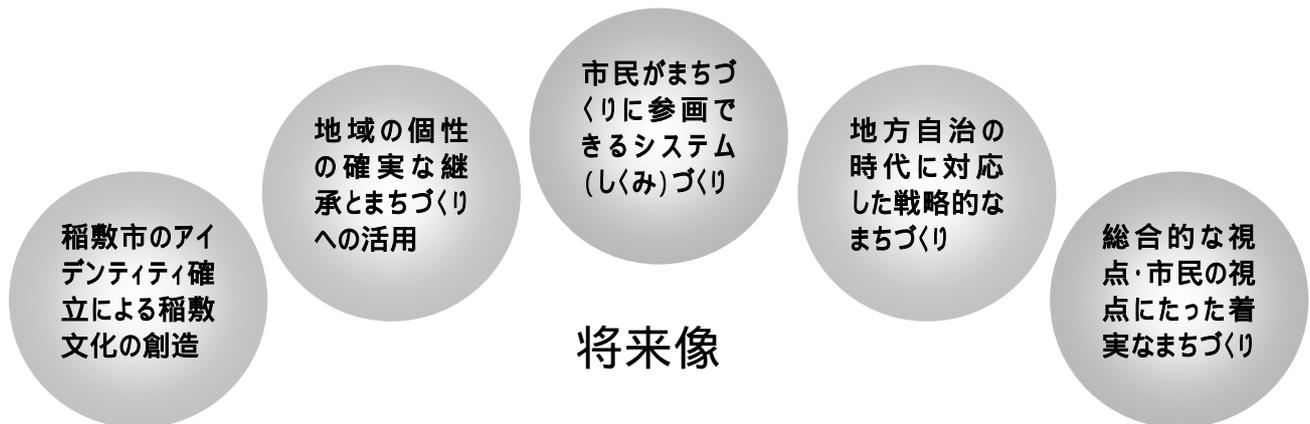


資料編

◆稲敷市総合計画後期基本計画◆

1. 稲敷市総合計画 基本構想の概要

まちづくりの基本理念



みんなが住みたい素敵なまち

5つの基本理念を持ってまちづくりに取り組むことにより、稲敷市は、みんなが「合併してよかった」、「住んでよかった」と思えるまち、すなわち「みんなが住みたい素敵なまち」になります。

そして、この将来像を実現するため、7つのまちづくりの基本目標にそってまちづくりを進めます。

まちづくりの基本目標

- 戦略的で総合的な視点にたった着実なまちをつくらう……………(行 財 政)
- 市民が主体的に参画できるシステムをつくらう……………(住 民 参 画)
- 稲敷文化を創造する人を育てよう・しくみをつくらう……………(教 育・文 化)
- 思いやりと生きがいのある人にやさしいまちをつくらう……………(福 祉・保 健)
- 暮らしを支える活力ある産業をつくらう……………(産 業)
- 安心・安全で無駄のない快適なまちをつくらう……………(都 市 基 盤・生 活 環 境)
- 手をとりあって潤いのある環境を守り育てよう……………(環 境 保 全・自 然 環 境)

将来指標

平成 28 年の人口は、政策的な人口を確保した上で約 46,000 人とします。また、目標年次を特に定めない将来的な目標人口を 50,000 人とします。

平成 28 年推計人口 約 46,000 人

土地利用の基本方針

県南地域の主要都市の一つとしての発展を目指しつつ、地域の特性を活かした都市的、自然的な機能拠点を配置しながら、安全で安心して暮らせる生活環境の確保と市域の一体的な発展を図ります。



【戦略拠点：江戸崎まちなか拠点地区】

市内で最も高い人口が集積する市街地を有し、歴史性と親水性、中心性などを魅力に、新市街地形成ゾーンの拠点として稲敷市の“顔”にふさわしい整備を推進する戦略拠点に位置づけ、その形成を図ります。

【戦略拠点：新利根ゲートタウン拠点地区】

ホスピタリティ（もてなし）機能の強化を基本に、ゲートタウンとして、公共施設・商業施設・居住空間などがコンパクトにまとまって集積する土地利用による成田空港活用ゾーンの拠点となるべき地区に位置づけ、その形成を図ります。

【戦略拠点：浮島レイクサイド拠点地区】

霞ヶ浦が育んだ豊かな自然性と、レイクサイドならではの親水性、さらに地域住民の温かみのある素朴などを魅力に“レイクリゾート”にふさわしい整備を推進する戦略拠点として位置づけ、その形成を図ります。

【戦略拠点：東ふれあい交流拠点地区】

生涯学習・福祉施設の既存集積性と、周囲の土地条件による拡張性などを魅力に、市民に生きがいと安心を提供する生涯学習や地域医療などの“総合福祉拠点”にふさわしい整備を推進する戦略拠点として位置づけ、その形成を図ります。

施策の大綱

1 戦略的で総合的な視点にたった着実なまちをつくろう（行財政）

- 【1 人口問題への対応】本市の人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域社会を守っていくため、最重要課題の一つである人口問題に取り組みます。
- 【2 健全な自治体経営の推進】「稲敷市集中改革プラン」を着実に実行し、抜本的かつ徹底的な行財政改革を推進するとともに、企業誘致や市有財産の処分・取得のための体制づくりに取り組みます。
- 【3 公共施設の管理と適正配置】市が管理する施設については、今後の人口動向や市民の意向を十分反映しながら、その規模・配置の適正化・集約化を図ります。
- 【4 広域行政】当面一部事務組合による取り組みを継続するとともに、周辺市町村との連携により広域観光や公共施設の相互利用などに取り組みます。
- 【5 広報・広聴】ホームページによる広報活動の強化を図るとともに広報紙のより一層の紙面の充実に努めます。「市長への手紙」や懇談会など、様々な聴取方法での活動を推進します。

2 市民が主体的に参画できるシステムをつくろう（住民参画）

- 【1 市民協働の推進】市民提案型システムの構築に努め、まちづくりへの市民参加、行政計画策定への市民参画などを積極的に促進します。
- 【2 市民活動の推進】コミュニティ意識の高揚とコミュニティ活動の活性化を図るとともに、コミュニティ施設の整備や、ボランティア活動を支援するための体制整備に努めます。
- 【3 情報公開・個人情報の保護】本市の保有する情報の適切な公開に努めるほか、審議会など会議の公開、情報管理の一層のセキュリティ強化に努めます。
- 【4 人権の尊重】人権に関する啓発活動を推進し、人権教育・人権相談などの充実に努めます。また、子どもの人権を尊重する地域づくり、地域改善の援護、市内外国人の人権対策を推進します。
- 【5 男女共同参画の推進】「稲敷市男女共同参画計画」に基づき、総合的な施策を推進するとともに、男女平等社会を目指した環境づくりに努めます。
- 【6 国際化・国際交流】地域に居住する外国人が地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、国際交流の市民組織づくりを支援するとともに、地域における異文化交流を推進します。

3 稲敷文化を創造する人を育てよう・しくみをつくろう（教育・文化）

- 【1 幼児教育】幼児の発達に応じた指導の充実に努め、幼稚園などの施設の整備・充実に努めるとともに、預かり保育の実施、相談体制の充実に努めます。
- 【2 義務教育】「教育改革アクションプラン」を策定し、抜本的な教育改革を推進します。さらに、魅力ある学校づくりを目指し、地域社会の人材の活用、地域の特色を活かした教育を推進します。
- 【3 生涯学習の推進】生涯学習センターや公民館の学習内容の充実に努めるとともに、生涯学習活動の活発化を図るため、様々な分野での特技・技術を持つ人材の発掘に努めます。
- 【4 スポーツの振興】総合型地域スポーツクラブの設置や各施設の利用向上を図りながら、スポーツ・レクリエーションを通じて、市民が健康づくりなどを気軽に行えるよう環境を整備します。
- 【5 歴史・文化】市民主体の文化活動の積極的な奨励・支援のほか、歴史民俗資料館の充実など本市の歴史ある文化の継承に努めます。
- 【6 青少年健全育成】家庭・地域・行政（学校）の連携を図り、その環境づくりに努めます。また、交流活動や地域におけるボランティア活動への参加を促すなど青少年の健全育成に努めます。

4 思いやりと生きがいのある人にやさしいまちをつくろう（福祉・保険）

- 【1 地域福祉】本市における福祉施策の充実と民間団体の支援を図るほか、生活困窮世帯の支援や地域福祉サービスの充実、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進などを進めます。
- 【2 介護保険制度】「介護保険事業計画」に基づいたサービス提供基盤の整備を進めるとともに、地域包括支援センターを拠点とした地域支援事業の充実に努めます。
- 【3 高齢者福祉】高齢者の生きがいづくりへの支援のほか、高齢者の積極的な体力づくり・健康づくりへの支援、地域包括支援センターと連携した地域支援事業の充実などを図ります。
- 【4 障害者福祉】「障害者福祉計画」を策定し、きめ細かく効果的なサービスの提供を図ります。また、障害者自立支援センターを整備し、自立した生活ができるよう、サービスの提供体制を確立します。
- 【5 子育て支援の充実】認定こども園の設置、「放課後こどもプラン」の取り組み、低年齢児保育や延長保育に対

応した施設整備、子育て支援センターの強化など総合的な子育て支援施策を推進します。

- [6 **健康づくりの推進**] 「稲敷市健康増進プラン」に基づく健康づくり運動の推進を図りながら、健康診査や各種検診、健康相談や健康教育などの充実に努めます。
- [7 **地域医療体制の充実**] 保健・医療・福祉部門の連携を図るとともに、県や関係機関と協議・連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- [8 **国民健康保険・国民年金**] レセプト点検体制の強化など国民健康保険財政の健全化を図ります。国民年金については、啓発事業や年金相談の実施など、市民の受給権の確保を促進します。

5 活力ある産業をつくろう（産業）

- [1 **農業・水産業の振興**] 担い手の育成や付加価値を高めた農産物の生産・販売の支援、農地の集約化・大規模化、地産地消の推進などを実施し、基幹産業として活性化を図ります。
- [2 **工業の振興**] 圏央道のインターチェンジ設置の波及効果を活用し、工業団地への企業誘致を進めます。また、近代化や経営の安定化など地元企業の活性化支援の充実に努めます。
- [3 **商業の振興**] 商業機能を核とした新たな市街地の形成の取り組みやまちづくりと連携した中心市街地の商業活性化の推進などを進めながら、市全体からみた商業環境の向上を目指します。
- [4 **観光の振興**] 「稲敷市観光振興計画」を策定し効果的な観光振興を図るほか、霞ヶ浦南岸エリアの体験学習型の観光・交流拠点の整備やインターネットを活用した観光PRなどに取り組みます。

6 安心・安全で無駄のない快適なまちをつくろう（都市基盤・生活環境）

- [1 **計画的(適正な)土地利用の推進**] 「都市計画マスタープラン」を策定し、市街地の都市基盤の充実やIC周辺の適正な土地利用、国道沿線の市街地形成など地域特性を活かした計画的なまちづくりを推進します。
- [2 **住宅・住環境**] 計画的な住宅施策を展開し、子育てファミリー層や団塊の世代の退職後の住み替えなどを中心とした定住化を促進します。また、公営住宅については、施設の維持管理に努めます。
- [3 **道路**] 圏央道のアクセス道路をはじめ、骨格となる道路の整備を推進します。地域内の連携を図る生活道路については、地域の実状を勘案し、歩道の整備や通学路の安全性向上、交通危険箇所の解消などを推進します。
- [4 **公共交通**] 民間バス路線の維持や高速バスの利用者向上を目指すなど、基幹交通の整備を促進します。民間活力との連携による新たな交通体系の実現化を目指し、地域内補完交通の整備を推進します。
- [5 **公園・緑地**] 既存の公園については、バリアフリー化や防災機能の付加など再整備を図ります。また、利用する地域住民による公園の里親制度やボランティア・NPO団体などによる公園の維持管理を促進します。
- [6 **上水道**] 水道事業の統合により、水道事業の効率化を図ります。安定した水道事業の運営に努めるとともに、施設の適正な維持管理を行います。
- [7 **生活排水対策**] 「生活排水ベストプラン(茨城県)」に基づき、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽などによる生活排水対策を推進します。
- [8 **防災**] 「地域防災計画」に基づき、災害時の初動体制の確立を図るとともに、全市的な防災設備の充実や防災マップの配布、危険箇所の周知などの推進を図ります。また、「国民保護計画」の適切な運用に努めます。
- [9 **消防・救急**] 稲敷市地方広域市町村圏事務組合による消防業務の維持に努めながら、消防団活動の積極的な支援や市民の日頃の防災意識・防火意識の向上を図ります。
- [10 **防犯**] 地域の安全を確保するため、関係機関の連携を図りながら、地域ぐるみの防犯体制・防犯活動の強化、関連する情報の提供に努めます。
- [11 **交通安全**] 交通事故から市民の生命を守るため、歩道の整備や信号機の設置、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備とともに、交通安全運動や交通安全教育を推進します。
- [12 **消費生活**] 市民がトラブルに巻き込まれるのを事前に防ぐため、「消費生活センター」の充実を図るとともに、相談体制や啓発活動の充実、消費者リーダーの育成に努めます。
- [13 **地域情報化**] 市民が高度情報化社会の恩恵を平等に受けられるよう、関係機関と連携を図りながら地域情報基盤の整備を促進します。

7 手をとりあって潤いのある環境を守り育てよう（環境保全・自然環境）

- [1 **地球環境の保全と循環型社会の構築**] 「環境基本計画」の策定を検討するとともに、生ごみの堆肥化やリサイクルの推進のほか、循環型社会の構築に向けた啓発活動、環境教育の充実に努めます。
- [2 **自然環境・霞ヶ浦の保全・活用**] 稲敷らしい農村集落の景観などを含め、農村環境や樹林地、水辺環境を保全・活用します。
- [3 **公害対策・環境美化の推進**] 「稲敷市環境美化条例」の適正な運用を図るほか、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害対策の推進、地域ぐるみの不法投棄対策、監視パトロールの強化、監視カメラの増設など、快適な環境づくりに努めます。

2. 策定の経緯

期 日		内 容	
平成 22 年	11 月 5 日	第 1 回策定委員会	
	11 月 7 日	市民意向調査（～11 月 30 日） （配付数：2,000 票（郵送）/回収数：883 票/回収率：44.2%）	
	11 月 8 日	職員意識調査（～11 月 19 日） （対象：稲敷市職員（一般職）配付数：386 票/回収数：386 票）	
	12 月 15 日 ～12 月 17 日	市民・団体・グループヒアリング調査（その 1） ・世代別グループ/分野別グループ/有識者グループ	
	12 月 21 日	第 1 回重点プロジェクト検討チーム会議	
平成 23 年	1 月 18 日	市民・団体・グループヒアリング調査（その 2）	
	1 月 19 日	・世代別グループ/分野別グループ/有識者グループ	
	1 月 19 日	第 2 回重点プロジェクト検討チーム会議	
	1 月 22 日	第 1 回まちづくり市民討議会	
	1 月 28 日	職員研修の実施（各課職員対象） ・講師：常磐大学教授 横須賀徹（経営戦略会議 委員長） ・テーマ 「稲敷市を育てる力」～これからの稲敷市に必要なこと～	
	1 月 28 日	各課施策達成状況調査（～2 月 25 日）	
	1 月 28 日	職員施策提案調査（～2 月 28 日）	
	1 月 28 日	都市数量分析（類似自治体へのアンケート調査（～2 月 25 日））	
	4 月 26 日 5 月 23 日	市長・副市長・教育長ヒアリング	
	5 月 10 日	住民アンケート結果公表（平成 23 年 5 月 10 日発行広報稲敷）	
	5 月 10 日	東日本大震災による影響についての意見募集（同上）（～6 月 1 日）	
	5 月 10 日	まちづくり市民討議会委員への緊急アンケート（～5 月 23 日）	
	5 月 19 日	第 3 回重点プロジェクト検討チーム会議	
	6 月 23 日	第 2 回策定委員会	
	6 月 28 日	各課原案調査（～7 月 15 日）	
	6 月 30 日	第 4 回重点プロジェクト検討チーム会議	
	7 月 29 日	第 1 回総合計画審議会（諮問）	
	7 月 30 日	第 2 回まちづくり市民討議会	
	8 月 29 日	第 5 回重点プロジェクト検討チーム会議	
	9 月 5 日	各課ヒアリング（～9 月 9 日）	
	10 月 3 日	第 6 回重点プロジェクト検討チーム会議（庁議報告）	
	11 月 22 日	第 3 回策定委員会	
	11 月 24 日	第 2 回総合計画審議会	
	12 月 1 日	パブリックコメント（3 週間）（～12 月 21 日）	
	12 月 20 日	第 7 回重点プロジェクト検討チーム会議	
	平成 24 年	1 月 31 日	第 4 回策定委員会
		2 月 7 日	第 3 回総合計画審議会（答申）
2 月 14 日		議会全員協議会報告	
2 月 28 日			

3. 諮問

諮問第1号

稲敷市総合計画審議会 様

稲敷市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

社会情勢の変化に的確に対応し、市勢のより一層の発展と安心・安全な地域社会づくりを目指し、平成24年度からの市政運営の基本方針となる稲敷市総合計画後期基本計画を策定したいので、稲敷市総合計画審議会条例第2条の規定により意見を求める。

平成23年7月29日

稲敷市長 田口 久克

諮問理由

稲敷市は、平成19年3月に合併後の新市総合計画として稲敷市総合計画を策定（計画期間：平成19年度～23年度）し、「みんなが住みたい素敵なまち」を目指して様々な施策を総合的に推進している。この間、人口問題への取り組みや、圏央道の波及効果を活かした地域産業の振興、新市の一体化を目指した地域づくりなどを積極的に進めてきたところである。

しかしながら、米国発の金融危機に端を発する世界的な経済危機、地球規模での環境問題の深刻化など、社会経済情勢が厳しさを増す中で、少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展が地域における人口構造を大きく変化させているほか、日常生活への不安や安心・安全志向が高まるなど、稲敷市を取り巻く状況は大きく変化している。また、先の東日本大震災における大規模な災害により、壊滅的な被害を被った地域は未曾有の規模であり、茨城県を含む東日本地域の復興・復旧は、東日本のみならず、我が国が一体となって取り組むべき課題となっている。

本市においても、厳しい経済情勢が続く中で、人口の減少が続いているとともに、医療、介護、子育て、教育、環境問題など市民の生活に関わる多くの課題が顕在化している。また、東日本大震災における被災地域における復旧・復興が緊急課題となっている。

このように、合併後5年を経過した本市の現状を踏まえ、本市の特性や資源を活用し、産業の活性化を引き続き進めながら、その成果を活かし、医療・福祉・教育・生活環境などが充実した「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に引き続き取り組むため、平成23年度からの市政運営の基本方針となる総合計画後期基本計画の策定を求めるものである。

4. 答申

平成 24 年 2 月 7 日

稲敷市長 田口久克 様

稲敷市総合計画審議会
会 長 小場瀬 令二

稲敷市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成 23 年 7 月 29 日付け諮問 1 号をもって諮問のあった標記の件について稲敷市総合計画審議会条例第 2 条に基づき慎重に審議した結果、別冊「稲敷市総合計画後期基本計画（案）」としてまとめたので答申する。

なお、この答申に基づく総合計画の計画推進にあたっては、下記事項に充分配慮の上、計画の円滑な推進に努められたい。

記

1. 将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」の実現にむけ、計画期間において重点的に取り組むべきとした施策「重点プロジェクト“いいな！稲敷”」を積極的に推進していただきたい。
2. 東日本大震災による甚大な被害の影響を冷静に受け止め、単なる災害復旧に止まらず、地域活性化の視点で総合的な復興に取り組むとともに、市民が安心・安全に暮らすことができる地域づくりが推進されるよう留意されたい。
3. 本市の目標人口を踏まえ、だれもが暮らしやすいまちづくり、市民の視点に立った行政サービスの向上、圏央道の波及効果や地域力を活かした産業振興の推進などを総合的に展開することにより、人口減少抑制及び定着を一層推進していくとともに、人口及び人口構造に即した的確な行政サービスが提供されるよう留意されたい。
4. 農業を取り巻く社会情勢や環境がめまぐるしく変化する中で、本市の広大で一体的な農地を有効に活用したまちづくりが重要になってくることから、本市の基幹産業である農業の振興について格段の取り組みをもって具体的な施策が全庁的に推進されるよう留意されたい。
5. 計画策定時に予測し得ない社会経済情勢の変化にも適切かつ迅速に対応し、柔軟性をもって取り組まされたい。
6. 「重点プロジェクト“いいな！稲敷”」及び施策ごとに掲げる数値目標である「施策の目標」を中心に、着実な進行管理を推進されたい。

以上

5. 稲敷市総合計画審議会委員名簿

役職	氏 名	委員構成	備考
会長	小場瀬 令二	学識経験者	筑波大学社会システムマネジメント専攻 教授
副会長	長坂 太郎	市議会議員	稲敷市議会議長
	大湖 金四郎	〃	稲敷市議会総務教育常任委員会委員長
	浅野 信行	〃	稲敷市議会市民福祉常任委員会委員長
	篠崎 力夫	〃	稲敷市議会産業建設常任委員会委員長
	木内 義延	〃	稲敷市議会議会運営委員会委員長
	大鳥居 良行	学識経験者	稲敷市教育委員会教育委員長
	秦 靖枝	〃	茨城県立医療大学・大妻女子大学 講師 NPO法人おおぞら・牛久市社会福祉協議会理事
	青木 啓泰	各種団体	稲敷市商工会会長
	篠田 和好	〃	稲敷農業協同組合代表理事組合長
	富澤 富生	〃	稲敷市区長会連合会会長
	坂本 吉弘	〃	稲敷市民生委員児童委員協議会会長
	坂本 忠雄	〃	稲敷市老人クラブ連合会会長
	黒田 功	〃	稲敷市消防団長
	高須 行雄	〃	稲敷市文化協会会長
	田所 妙子	〃	稲敷市交通安全母の会会長
	斉藤 公雄	市民代表	
	松浦 すみ江	〃	
	井川 一幸	〃	
	横田 悌次	〃	
	有坂 勝芳	〃	
	坂本 善男	〃	

6. 稲敷市総合計画審議会条例

平成 17 年 7 月 13 日
稲敷市条例第 152 号

(設置)

第 1 条 稲敷市の総合計画について調査審議するため、稲敷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(掌握事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画について調査審議し、その結果について、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する委員 25 人以内で組織する。

- (1) 市議会の議員 8 名以内
- (2) 学識経験 3 名以内
- (3) 各種団体等 8 名以内
- (4) 一般市民 6 名以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号から第 3 号のうちより委嘱された委員にあっては、その職を去ったときは委員の職を失うものとする。

4 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 稲敷市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 稲敷市総合計画について、必要な事項を調整・協議するため、稲敷市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 稲敷市総合計画策定についての方針
- (2) 稲敷市総合計画策定の基本計画に関する事項
- (3) 稲敷市総合計画に係る調査、連絡調整に関する事項
- (4) その他稲敷市総合計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次の職にあるものとし、委員長には副市長を、副委員長には市長公室長をもってあてるものとする。なお、市長はオブザーバーとして会議に出席するものとする。

副市長、教育長、市長公室長、総務部長、保健福祉部長、市民生活部長、産業建設部長、教育部長、議会事務局長、水道局長、会計管理者

2 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けた時は、その職務を代理する。

4 策定委員会の補助機関として次に掲げる組織を置く。

- (1) 稲敷市後期基本計画重点プロジェクト検討チーム

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催するものとする。

2 委員長は、委員以外であっても、必要があると認めたときは、策定委員会に出席させることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、企画課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月5日から施行する。

8. 策定における市民参加の記録

まちづくり市民討議会

「稲敷市総合計画後期基本計画」の策定にあたり、無作為に抽出した市民の方々から参加者を募集して「まちづくり市民討議会」を開催し、計画策定のための資料とすることを目的に実施しました。

第1回 まちづくり市民討議会

日 時：平成23年1月22日（土）午後1時～4時に開催

場 所：江戸崎公民館 2階会議室

討議内容「重点プロジェクトについての評価をしよう！」

課題1 重点プロジェクトの良くなった点、不足している点などについて

課題2 後期基本計画に引き継ぐ必要がある重点プロジェクトについて



第2回 まちづくり市民討議会

日 時：平成23年7月30日（土）午後1時～4時に開催

場 所：江戸崎公民館 2階会議室

討議内容「今後5年間で稲敷市がやるべきことを考えよう！」

討議内容「重点プロジェクトについての評価をしよう！」

課題1 後期基本計画に必要なアクションプログラムを絞りこむ

課題2 アクションプログラムの具体的な計画を深めてみる



まちづくり市民討議会出席者（五十音順 敬称略）

有坂 滋子	井川 一幸	池田 敦子	石田 宗平	今市 宗雄
大山 文子	小倉 栄一	角田 とも子	川田 佳織	栗山 三枝子
黒田 輝子	小池 与之祐	佐加井 忠雄	佐藤 亘子	高木 均
高橋 義治	辻田 明子	津本 好江	富澤 勝子	中山 市男
名切 秀男	根本 貴之	平野 真紀子	平山 隆	巻嶋 ふみ
松浦 すみ江	無藤 隆司	山来 順子		

ヒアリング

各種団体及び市内活動任意団体の方々や、ライフステージ別に選出させていただいた市民の方々、市内で活躍されている企業の代表の方々、学識経験者などを対象にヒアリングを実施しました。

【A ライフステージ別の市民の方】

子育て世代関連グループ（子育てハンドブックを作るママたちの会・保育園幼稚園に通う児童の保護者の代表など）
働く世代関連グループ（稲敷市商工会青年部・市内工業団地に勤めている方・小・中学校 PTA に所属する方など）
定年世代関連グループ（稲敷市シルバー人材センター・稲敷市老人クラブ連合会・稲敷市遺族会の方など）
中学生グループ（江戸崎中学校・東中学校・桜川中学校・新利根中学校に通われる生徒の皆さん）
高校生グループ（青年の主張大会出席者の方など）
大学生・新社会人グループ（成人式実行委員会の方）

【B 各種団体及び市内活動任意団体の方】

産業関連グループ（霞ヶ浦漁業協同組合浮島支部・JA 稲敷・稲敷市商工会（商業代表 / 工業代表）の方など）
福祉関連グループ（稲敷市母子福祉会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会の方など）
教育・生涯学習関連グループ（稲敷市校長会・稲敷市園長会・稲敷市 PTA 連絡協議会・稲敷市文化協会・稲敷市子供会育成連合会・青少年育成稲敷市市民会議の方など）
生活環境関連グループ（稲敷市防犯連絡員協議会・稲敷市消防団・稲敷市交通安全母の会・稲敷市交通安全推進員連絡協議会・江戸崎地方衛生土木組合・各地区区長会の会長の方など）
まちづくりボランティア関連グループ（えどさき未来プロジェクト・NPO 法人 稲敷みんなのまちづくり・茨城 GG 稲敷後援会・稲敷市姉妹都市交流委員会・笑遊館ボランティアの方など）
稲敷市の歴史・文化を引き継ぐ方々（稲敷市立歴史民俗資料館・阿波崎城址保存会・あんばばやし保存会・江戸崎囃子連・江戸文字職人の方など）

【C 有識者・学識経験者の方】

市内で頑張る企業・事業者（有限会社アグリクリエイティブ代表 斉藤 公雄氏）
有識者・学識経験者（筑波大学教授 蓮見氏 / 常盤大学教授 横須賀氏）



9. 目標値一覧

指標値		現況値	将来値	重点 プロジェクト
		(平成 22 年度)	(平成 28 年度)	
第 1 章 戦略的で総合的な視点にたった着実なまちをつくろう - 行財政				
1	人口問題プロジェクト会議の年間開催回数	3 回 / 年	5 回 / 年	絆 2 - 3
	社会増減率	0.64%	0.30%	絆 2 - 3
	自然減少率	0.65%	0.40%	絆 2 - 3
	カップリングパーティの参加組数	24 組	30 組	
	稲敷市に住み続けたいと思う市民の割合	49.2%	70.0%	
2	中・長期的財政計画の策定		策定	絆 2 - 1
	行政評価システムの導入		完全導入	絆 2 - 1
	職員の削減数	435 人	410 人程度	
	能力別昇給制度の導入	一部導入	完全導入	絆 2 - 1
	市税徴収率	96.1%	3.0%アップ	
	住基カードの取得率	1.8%	5.0%	
3	(仮称)公共施設再編計画の策定		策定	絆 2 - 2
	指定管理者制度の導入数	1 ヶ所	2 ヶ所以上	
4	公共施設の広域相互利用協定締結市町村数	3 市町村	7 市町村	
	広域防災協定締結市町村数	44 市町村	50 市町村	
5	県広報コンクール入賞	入選	特選	
	ホームページアクセス数	40,000 件	50,000 件	
	市長が直接市民と意見交換を行う座談会開催数	13 件	20 件	
	行政情報提供への市民の満足度	78.8%	90.0%	
第 2 章 市民が主体的に参画できるシステムをつくろう - 市民参画				
1	住民自治推進方策の検討		検討	
	市民参加への市民の満足度	50.2%	60.0%	
2	地域における交流・コミュニティ活動における市民の満足度	56.5%	65.0%	絆 3 - 1
	地域担当制の導入		導入	絆 3 - 1
	事業提案制度の導入		導入	絆 1 - 2
	コミュニティ活動の支援を集約できるセンターの設置		設置	絆 1 - 1
	稲敷市ボランティアセンターの登録者数	809 名	1,000 名	絆 1 - 3
	環境美化の日・霞ヶ浦清掃大作戦への参加人数	20,000 人	30,000 人	
3	公開している審議会の割合	100%	100%	
	(仮称)戸籍・住民基本台帳セキュリティガイドの作成		作成	
4	犯罪・非行の防止と更生援助街頭広報活動の実施回数	1 回 / 年	1 回 / 年	
	人権問題講演会の開催回数	2 回 / 年	2 回 / 年	
	人権教育などに対する市民の満足度	66.8%	75.0%	
5	市の審議会などにおける女性委員の割合	12.3%	30.0%	
	あらゆる分野で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	65.2%	70.0%	
	男女平等意識づくりのためのシンポジウム・講演会の開催回数	1 回 / 年	1 回 / 年	
6	国際化・国際交流に対する市民の満足度	47.9%	60.0%	
	市内外国人を対象とした各種講座への参加者数	16 人	30 人	
	国際交流の輪の創出回数		創出	

指標値		現況値	将来値	重点 プロジェクト
		(平成 22 年度)	(平成 28 年度)	
第3章 稲敷文化を創造する人を育てよう・しくみをつくらう - 教育・文化				
1	読書の楽しさと出会う機会の創出回数	3～11回/年	22回/年	
	戸外体験活動の回数	4回/年	4～5回程度/年	
	保育参加の実施回数(休日も含む)	6回/年	8回/年	
2	家庭の教育力の向上を図る取り組みの成果	-	60.0% (県目標値)	人1-3
	すべての教科の基礎的・基本的な事項となる漢字の読み書きの定着状況	85.3% (小学校6年) 73.3% (中学校3年) (平成23年度)	87.0% (小学校6年) 80.0% (中学校3年)	人1-2
	すべての教科の基礎的・基本的な四則計算の定着状況	85.9% (小学校6年) 80.3% (中学校3年) (平成23年度)	87.0% (小学校6年) 82.0% (中学校3年)	人1-2
	読解力の向上に資する児童の読書習慣の定着状況	35.1% (小学校4年～6年) (平成23年度)	60.0% (小学校4年～6年) (県目標値)	人1-2
	防犯教室等の実施率	81.3%(小学校) 75.0%(中学校) (平成23年度)	90.0%(小学校) 80.0%(中学校)	
3	生涯学習講座数	52回	80回	人2-2
	公民館などの延利用者数	21,810人	25,000人	人2-1 人3-1
	生涯学習人材バンクの登録者数	25人	40人	人2-2 人3-1
	市民一人あたりの図書貸し出し冊数	2.6冊	4.0冊	人2-2
	図書館利用カードを持っている市民の割合	17.2%	25.0%	
4	スポーツフェスティバルの参加者数	1,209人	1,500人	
	体育協会に加盟している人数	1,545人(平成23年)	2,000人	
	スポーツ施設などの利用者数	215,931人(平成20年)	250,000人	人2-2
5	文化団体数	173団体	180団体	
	学習機会開催支援件数(市民活動への支援)	40件	50件	
	郷土資料のデータベース化		導入	
	文化財指定数	84件	90件	
6	青少年育成稲敷市民会議会員数	10,293世帯	全世帯	人2-1
	青少年相談員数	18人	35人	
	青少年健全に対する市民の満足度	58.2%	65.0%	
第4章 思いやりと生きがいのある人にやさしいまちをつくらう - 福祉・保健				
1	「地域福祉計画」の策定		策定	
	福祉サービスに対する市民の満足度	58.3%	65.0%	絆3-3
	地域福祉活動の拠点数	3ヵ所	4ヵ所	絆3-3
2	新サービス基盤の増設数		2事業	
	介護予防のためのチェックリスト回収率	50% (6,000人)	55% (6,600人)	
	介護予防教室への延べ参加者数	2,700人	3,000人	
	介護予防研修会などの参加者数	350人	400人	人3-2
3	シルバーリハビリ体操参加者数	7,000人	7,500人	

指標値		現況値	将来値	重点プロジェクト
		(平成22年度)	(平成28年度)	
3	まちかど健康広場の参加者数	4,400人	5,000人	
	高齢者の生きがいづくりに対する市民の満足度	52.6%	60.0%	絆3-3 人3-2
4	福祉サービスの受給率	16% (平成20年)	20%	
	市内イベントへの障がい者の参加割合	30%	50%	
	就労率(ハローワーク龍ヶ崎管内)	1.30%	1.80%	
5	小学校における放課後児童クラブ・子ども教室の実施校数	8校	全校	人1-3
	子育て支援センター利用者数	12,802人	13,000人	人1-1
	ファミリーサポートセンターの登録会員数	49人	100人	人1-1
	子育て広場の開催回数	36回	48回	
6	がん検診の受診率	肺18% / 胃7.3% 大腸10.9% / 子宮9.7% 乳12% / 前立腺7%	各検診 5%UP	
	健康教育参加人数	4,988人	6,000人	
	乳幼児健康診査の受診率	96.2%(3~4ヶ月児) 87.2%(1歳6ヶ月児) 89.1%(3歳児)	100.0%(3~4ヶ月児) 95.0%(1歳6ヶ月児) 95.0%(3歳児)	人1-1
	健康プランの見直し		見直し(平成24年度)	
	食育基本計画の策定		策定(平成24年度)	
	子育て家庭の全戸訪問の実施率	81.6%	90.0%	人1-1
7	健康教室・健康相談・医療機関との連携事業数	9事業	12事業	
	日常医療体制に関する市民の満足度	48.4%	55.0%	
8	国民健康保険税の収納率	88.0%	現況値より3.0%アップ	
	国民健康保険一人あたり医療額	19.38万円	22万円	
	人間・脳ドック受診割合	6.5%	10.0%	
	年金情報の「広報稲敷」への掲載回数	毎号	毎号	
第5章 暮らしを支える活力ある産業をつくろう - 産業				
1	農産物販売金額が1,000万円以上の経営体	134経営体	240経営体	
	「(仮称)いなしき未来の農業研究会」の設置		設置	宝1-3 宝2-3
	遊休農地などの解消・利活用	2.5ha	3.0ha	宝1-1
	担い手農家への土地の集積率	43.0%	50.0%	宝1-2
	市認定農業者数	430名	500名	宝1-2
2	江戸崎工業団地の立地企業数	1企業(平成23年)	5企業	
	新規企業の立地件数	2社	7社	宝2-1
	工業出荷額	137,627百万円	150,000百万円	宝3-3
3	稲敷市における事業所数	1,445事業所	1,800事業所	宝2-2
	えどさき笑遊館の来訪者数	35,000人	40,000人	宝2-2
	日々の買い物環境に対する市民の満足度	50.9%	55.0%	宝2-3
4	霞ヶ浦などを活用した観光・交流施策への市民の満足度	38.2%	50.0%	
	観光入れ込み客数	387,370人(平成20年)	500,000人	
	特産品開発、ブランド化に対する市民の満足度	43.6%	50.0%	宝3-1 宝3-2

指標値		現況値	将来値	重点 プロジェクト
		(平成 22 年度)	(平成 28 年度)	
第 6 章 安心・安全で無駄のない快適なまちをつくる - 都市基盤・生活環境				
1	市街地が住みやすくなったと感じる市民の割合	33.3%	50.0%	
	地区計画の導入		導入	宝 3 - 4
	緑地など自然環境の保全に対する市民の満足度	67.2%	70.0%	
	地籍調査の調査完了率	72.6%	75.0%	
2	まちなか居住人口(市街化区域人口)	4,749 人	5,500 人	
	うるおいある良好な住宅地の環境の市民の満足度	45.0%	50.0%	
3	幹線道路網の整備に対する市民の満足度	50.0%	55.0%	
	市道の舗装率	59.2%	60.0%	
	身近な生活道路の整備状況に対する市民の満足度	44.2%	55.0%	
	橋梁長寿命化の推進	81 橋	90 橋	
4	地域交通利用券の利用者数	13,553 人/年	20,000 人/年	
	市内代替バスの乗車数	105,078 人/年	120,000 人/年	絆 3 - 3
	公共交通体系に対する市民の満足度	44.2%	55.0%	絆 3 - 3
5	市民の憩いの場として公園・緑地の市民の満足度	40.5%	50.0%	
	市民などボランティアが管理運営に参加する公園の数		2 か所	
6	計画給水人口	31,248 人	43,050 人	
	計画1日最大給水量	11,752m ³ /日	13,910m ³ /日	
	水道管耐震化率	5.9%	10.0%	
	上水道普及率	67.3%	75.0%	
	水道料金の収納率	99.5%	99.7%	
7	下水道の整備による生活環境に対する市民の満足度	57.2%	70.0%	
	下水道の整備率	60.9%	65.0%	
	下水道の加入率	66.6%	73.0%	
8	大規模防災訓練の実施回数(市民・企業・行政合同)	1 回/年	充実・強化	
	稲敷市地域防災計画の見直し		改定	絆 2 - 2
	地震・水害・火災に対する市民の満足度	45.6%	55.0%	絆 2 - 2
9	火災発生件数	25 件	15 件	絆 3 - 2
	消防団員の充足率	93.8%	100.0%	人 2 - 1
	救急・消防体制に対する市民の満足度	71.2%	80.0%	
10	刑法犯罪発生件数	703 件	600 件	絆 3 - 2
	安全なまちづくりキャンペーン回数	3 回	4 回	
	青色防犯パトロール巡回数	1~3 回/週	3 回/週	
	安心して暮らせるまちづくりに対する市民の満足度	60.5%	70.0%	絆 3 - 2
11	小・中学校などにおける交通安全教育教室開催回数	22 回	25 回	
	市内交通死亡事故件数	6 件	0 件	絆 3 - 2
	交通安全対策に対する市民の満足度	45.6%	60.0%	絆 3 - 2
12	消費生活に関する苦情相談窓口開催回数	4 回/週	5 回/週(毎日)	
	消費者リーダー数	29 人	50 人	
	消費生活に関する苦情相談件数	137 件	100 件以下	絆 3 - 2
13	ITを活用した行政サービスに対する市民の満足度	64.7%	75.0%	
	市民に提供する情報媒体数	3 媒体	4 媒体	
	インターネットの公衆無線 LAN 環境の構築数	2 か所	5 か所	

指標値		現況値	将来値	重点 プロジェクト
		(平成 22 年度)	(平成 28 年度)	
第7章 手をとりあって潤いのある環境を守り育てよう - 環境保全・自然環境				
1	(仮称) 稲敷市環境基本計画の策定		策定	
	ごみ処理体制・減量化・リサイクルが進んでいると思う市民の割合	63.30%	70.00%	
	資源ごみの回収量	571 トン	1,000 トン	
2	霞ヶ浦のCOD値	9.5 mg/l	5.0 mg/l	
	霞ヶ浦・河川などの自然環境が守られていると思う市民の割合	57.6%	60.0%	
3	不法投棄の苦情処理件数	38 件	30 件	
	苦情処理件数	291 件	250 件	

10. 用語集 (50 音順)

用語	説明
アルファベット 数字	
6次産業化	生産から加工、販売までを一体的に行う農業のこと。
AED	電気ショックが必要な心臓の状態を判断できる心臓電気ショックの器械。このAEDによって、突然の心停止を起こして倒れた人を、そこに居る人たちがその場で使って倒れた人の命を救うことができる。自動体外式除細動器とも言われる。
COD	化学的酸素要求量。海水や湖沼水の有機物による汚濁状況を測る指標。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。同様の指標として、BOD(生物的酸素要求量)がある。この指標は主に河川水の汚濁状況を測る際に使用される。(Chemical Oxygen Demand の略)
DV	配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。
eLTAX	地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行う地方税ポータルシステムの呼称で、エルタックスと読む。
e-TAX	国税電子申告・納税システムのこと。
NPO	NPO団体。非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。
PIO- NET	国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステムのこと。(Practical Living Information Online Network System の略)
SNS	社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。(Social Networking Service の略)
TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)	太平洋周辺の国々の間で、ヒト、モノ、サービス、カネの移動をほぼ完全に自由にしよという国際協定のこと。(Trans-Pacific Partnership の略)
UD監視員	不法投棄・野焼きに関する情報収集、不法投棄・野焼き防止のための啓発活動などを行っているボランティアのこと。
WCS(ホールクroppサイレージ)用稲	稲の子実が熟するころに、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料のこと。近年、作物が作付けされていない水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料生産の形態として注目されている。
ア行	
アセットマネジメント	社会資本の効率的な維持管理と計画的な投資を進める目的で導入される資産の管理手法のこと。
あんべらぼん	江戸崎地区に伝わる郷土料理。竹筒に穴をあけ黒砂糖と寒天で固めたお菓子。
稲敷地方航空機騒音等対策協議会	議会議長、教育委員長、消防団連合団長などで構成され、市内の航空機騒音などに関し必要な調査及び審議をする機関のこと。
インセンティブ予算制度	節減に成功した部課に、翌年度の予算編成で節減相当分の一部を事業費として再配分し、各部課の事業効率の向上と経費の節減を図るとともに予算の重点化を推進する手法のこと。

用語	説明
小野川探検隊	県が小野川沿いの地域を対象に、身近な河川を介した環境教育を行っている事業のこと。
カ行	
カップリングパーティ	少子化対策、若者支援、地域活性化イベントなどの一環で開催され、結婚または交際を希望する男女が集まり、カップル成立を目指すお見合いパーティーや婚活パーティーのこと。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
行政評価システム	総合計画に掲げられた施策やそれを具体化するための事務事業を対象とし、目的や成果、コストなどに着目して評価し、その結果を予算に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善を目指すこと。
郷土資料調査委員会	郷土資料調査委員会とは、稲敷市をフィールドに資料館活動と連携して様々な調査、研究などを行う委員会のこと。
公園里親制度	身近な公共空間である公園および緑地等の環境美化活動について、住民が公園の里親となってボランティアで管理する制度のこと。主な活動内容は、空き缶や散乱したごみ等の収集・廃棄、施設の維持管理に関する情報提供などである。活動場所や固定化し、同じ場所を継続して活動を続ける点が一般的なボランティア活動との違いとなる。
高規格救急車	心電図伝送装置や人工呼吸器、輸液ポンプなど高度な医療設備を設置し高度な医療行為を可能にした救急車のこと。
公共サイン計画	案内標識(サイン)などの表示・配置方針を定める計画のこと。
合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの数の平均のこと。
公債費	市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費のこと。
高次医療圏	主として病院及び診療所における入院医療(特殊な診断または治療を必要とする医療を除く。)を提供する体制の確保を図る区域のこと。
子育て支援センター	家庭における子育てで不安の解消のため、保育所、保健センターなどで、それぞれに子育てについての相談や各種事業を実施する機関のこと。
コミュニティFM	一部の地域を対象に、地域の特色を活かした番組や地域住民が参加した番組、急を要するきめ細かな情報を提供することを目的とした放送(局)のこと。
コンテンツ	物理媒体(メディア)に対する「中身」のこと。プログラムやデータを物理媒体なしで取引するときの取引対象を指すのにも用いられる。
コンポスト化	汚泥などの有機性廃棄物を好気性発酵することで水と二酸化炭素に分解し、堆肥化させること。できあがったコンポストは、土壌に還元する。
サ行	
産業廃棄物中間処理施設	最終処分を行うために、廃棄物の分別や、粉砕による減量化などの処理を行う施設のこと。
悉皆調査 (しっかいちょうさ)	調査対象のすべてに対し行う調査のこと。全数調査またはセンサスともいう場合もある。悉皆調査の代表的なものは5年に1度実施される国勢調査がある。
自治基本条例 (住民自治基本条例)	まちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規のこと。

用語	説明
指定管理者制度	図書館やスポーツ施設、公園など、公的な施設の管理・運営を民間事業者やNPO法人などにも委託できるようにする制度のこと。平成15年9月の地方自治法の改正によって導入された。
シティプロモーション	都市の活性化促進などを目的として、宣伝材料となる資源や魅力を確立し、それらを宣伝・広報するとともに、都市をPRすること。
受給率	認定を受けた人のうち、サービスを受けている利用者数の比率のこと。
受療率	ある特定の日に疾病治療のために、すべての医療施設に入院あるいは通院、または往診を受けた患者数と人口10万人との比率のこと。
小一プロブレム	小学校第1学年の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、授業規律が成立しない状態が継続すること。
少人数指導体制	学級を少人数のグループに分けて学習する場合に配置される教員体制のこと。
消費者基本法	消費者政策の基本理念として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定めるよう平成16年6月制定された法律のこと。
スクールガードリーダー	学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTAや地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取り組みへの助言などを行う、市教育委員会が委嘱した警察官OB等の方のこと。
スマートフォン	携帯電話とパソコン・PDA(携帯情報端末)の機能を組み合わせた多機能携帯電話のこと。(英:Smart Phone)
スローフード	食事や味覚の画一化を招いたファーストフードを再考し、各地に残る食文化や地元の食材を尊重し、将来に伝えていこうとする運動のこと。
生活道路延長	市が管理する道路のうち、幹線道路を差し引いた道路延長距離のこと。
青少年相談員	市からの委託により、青少年からの相談や青少年団体の指導、組織化その他の運営について助言する。また、非行少年の発見に努め、関係各機関と密接に連絡し、必要に応じその青少年や家庭を指導する人のこと。
セクシャルハラスメント	相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為のこと。
全国瞬時警報システム(J-ALERT)	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。
千社札	神社や仏閣に参拝をした記念に貼る自分の名前や住所を書き込んだ札のこと。
総合型地域スポーツクラブ	いつでも・どこでも・だれでも継続的にスポーツに親しめる環境づくりを目指す、地域に根ざした自主運営型・複合型スポーツクラブのこと。
総合行政ネットワーク(LGWAN)	都道府県、市区町村の地方自治体が相互接続されている広域ネットワークのことをいう。中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。
夕行	
体験型観光農業	農業体験などレクリエーション的要素を採り入れた農業のこと。農村などに滞在し、稲作などの農業体験を通じて自然に触れる余暇の過ごし方(グリーン・ツーリズム)などと連携して実施されることが多い。

用語	説明
地域イントラネット	企業を中心に構築されてきたイントラネット(インターネットの仕組みを利用し、特定のエリアと組織内メンバーなどの限定されたユーザーのみを対象として構築されたネットワーク)を公共施設に活用し、コンピュータによる情報通信ネットワークを整備すること。
地域ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人一人に最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組み。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。
地域防災計画	国の防災基本計画、各種指針などを受けて、各自治体がそれぞれの固有の条件を織り込んで定めるその自治体の防災計画のこと。
地産地消	地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。
地方交付税	本来地方税として徴収される税金を一旦国が徴収し、再び地方に再配分する制度のこと。
中小企業資金融資制度	中小企業の事業者が、安心・低利子で利用できる融資制度のこと。
チーム・ティーチング	複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。
ツイッター	140文字以内の短文を投稿できる情報サービスこと。(英:Twitter)
デマンド交通	定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通のこと。
トータルページ	そのウェブサイト内をトップページからリンクによって構成されたサブサイトを含めた全ページのこと。
ドクターヘリ	救急医療用の療機器等が装備され、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し、救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行う救急医療専用ヘリコプターのこと。
ナ行	
ニート	1990年代末にイギリスで使われるようになった言葉で、「雇用から離れ、就職意欲もなく、教育も職業訓練も受けていない若者」を意味する。厚生労働省の定義では、非労働力人口のうち15～34歳、卒業者、未婚で、家事・通学をしていない者のことを言う。(Not in Employment, Education or Trainingの略)
認定農業者制度	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者の作成した農業経営改善計画を認定する制度のこと。この計画が認定された農業者を認定農業者という。
のっぺい汁	稲敷市周辺の郷土料理。野菜や肉をごま油で炒め、煮て汁にしたもの。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で健常者と同じように生活し活動できる社会を指すこと。(英:Normalization)
ハ行	
パークアンドバスライド	交通渋滞の緩和や環境保全の観点から、自動車をバス停に設けた駐車場に停車させ、そこからバスに乗り換えて目的地に行く方法のこと。
バイオマス	生物資源(Bio)の量(Mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を言う。化石資源由来のエネルギーをバイオマスで代替することによってCO ₂ の排出削減が求められている。

用語	説明
バイオマスタウン	域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のこと。
ハザードマップ	地震、洪水、津波、火山の噴火などが起きた場合に備えて、被害が想定される区域や避難場所、避難経路、災害時の心得などの情報を地図上に表したもの。
パブリックコメント	市が基本的な施策などの策定にあたり、あらかじめ市の原案を広く市民などに公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。
バリアフリー	身体に障害がある方や高齢者が生活を営む上で支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。
ビオトープ	人工的に生物群の棲息場所となるよう環境を整備する場所のこと。 (独: Biotop) (英: Biotope)
光ファイバ回線	光信号を通す通信ケーブルのこと。
ファサード	建築物の正面の外観のこと。
ファシリテーター	「促進する」「助長する」といった意味の Facilitate の派生語。狭義には会議などを円滑に運営、管理する進行役。ワークショップの場合は進行する人のことを言う。 (英: Facilitator)
賦課徴収	納税義務者に対して税額を決定・通知し、収入すること。
複式学級	学年ごとにクラスを編成するのではなく、2つ以上の学年で1クラスにする学級編制。
ブックスタート事業	赤ちゃんが読書に親しむ環境づくりを目指して実施する事業。絵本の贈呈、図書館の貸し出しセットなどがある。
フリーター	就業においてパート・アルバイトというフリーな立場を選択している人のこと。
プレホスピタルケア	傷病発生から病院搬送までの間の医療確保によって救命率を高めようとする手技や方法のこと。(英: Pre-Hospital Care)
ブロードバンド	大容量の通信が可能な広帯域通信回線のこと。
ブログ	社会的な出来事や興味のある事柄に関して、意見や批評、解説を日記に近い形式で公開するウェブサイト。(英: Blog)
ヘルスロード	市民の健康づくりを支援するため、ウォーキングなどに活用できる散策路・歩道などをヘルスロードと認定したもののこと。
ポスティング	チラシなどを各戸のポストに配付するサービスのこと。
ポテンシャル	可能性として持っている能力のこと。潜在的な力のこと。
マ行	
町田の七味	稲敷市の特に町田地域の農家で作られている七味。
まちづくり条例 (まちづくり基本条例)	地方自治体が制定する条例で、開発や建築を行う場合のルールや手続きについて定めること。その内容は自治体によって異なる。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型の肥満(めやす: 腹囲が男性 85cm以上、女性 90cm以上)に、血清脂質異常、高血糖、高血圧のうち2つ以上を重ね持った状態のこと。
モータリゼーション	自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化すること。

用語	説明
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。
幼保一元化	学校教育法(文部科学省)に基づく幼稚園と、児童福祉法(厚生労働省)に基づく保育所の機能を一体化する制度のこと。
ラ行	
らっつえ	稲敷市の中でも東地区の十余島周辺で作られてきた、白インゲンを煮て片栗粉でとろみをつけて甘くした食べ物。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債のこと。
レセプト点検	レセプトとは病院や診療所が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために発行した診療報酬明細書・医療報酬の請求書のことを指し、レセプト点検とは保険者側がその書類を点検すること。
レファレンス業務	来館した利用者が求める情報を探すことではなく、求める情報にスムーズにたどり着けるか探す方法を支援すること。
ローリング	回転方式のこと。実施計画の見直し方法で、計画と現実の間に生じる差異を埋めるもので、毎年見直しを行う方法のこと。
ワ行	
ワークショップ	「作業場」「工房」の意味。ここでは参加体験型のグループによる共同作業によってまちづくり等の課題を考えていく作業のこと。(英:Workshop)

稲敷市総合計画
後期基本計画

発行 平成 24 年 3 月

編集 稲敷市 市長公室 企画課

〒300-0595

茨城県稲敷市江戸崎甲 3277 番地 1

TEL 029-892-2000(代表)

URL <http://www.city.inashiki.lg.jp/>